

## 【講演レポート】JIPDECセミナー「マイナンバーカードと電子証明書活用事例」

## 質疑応答

前橋市 スマートシティ推進監 谷内田 修氏  
日本通信株式会社 代表取締役社長 福田 尚久氏  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事 山内 徹

## 事前のご質問より

Q1：前橋市のめぶくID と 総務省のスマートフォンへのマイナンバーカードの機能搭載との違い、メリット、デメリット、すみわけについて教えてください。

A：国が進めるマイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載の基本動作はAndroid搭載となると聞いており、めぶくIDとは対象が異なります。前者は、スマートフォンへのマイナンバーカード搭載機能により、スマホを使って自治体サービスが可能となること、民間サービスでの本人確認が可能となります。後者のめぶくIDは、行政、民間、準公共自体のサービスが可能となる点が違いであり、メリット、デメリットになると考えられます。

Q2：めぶくIDは、スマートフォンに内蔵されたセキュア領域を使用することで秘密鍵の漏えいを防いでいると理解しております。利用者は、初回の登録時に秘密鍵に対応する公開鍵を登録サーバに送信することとなるかと思えます。この時、端末内での登録処理がセキュア領域の外で行われることで、公開鍵や登録情報の改ざんリスクが生じるように思われますがいかがでしょうか？

公開鍵のすり替えが可能な場合、すり替えた公開鍵に対応する秘密鍵で、第三者が任意の署名を行うことが可能になります。端末とサーバ間の通信路は安全としても、端末内のメモリ書き換えで公開鍵や登録情報の改ざんが可能なのではないかと思います。たとえば、マイナンバーカード機能のスマホ搭載では、セキュア領域内から登録サーバまでを暗号化することで公開鍵の改ざんリスクを低減させていますが、めぶくIDでも同様のリスク低減策を実施していますか？

A：改ざん対策はとれています。このようなケースはスマホを乗っ取って遠隔から操作をしていると思いますが、電子証明書を受け取った時点では証明書自体がまだ有効に機能しません。証明書を受け取った後にセキュア領域内の秘密鍵で電子署名を生成し、認証局で署名検証の後、初めて電子証明書を有効化する、というプロセスになります。したがって、遠隔操作で偽の電子証明書を送った場合、本人確認ができないため、このような方法でのハッキングは不可能です。

Q3：電子署名法における認定認証業務で発行された電子証明書は、犯収法や古物営業法における本人確認に利用できると理解しております。また、公的個人認証サービスにおける署名検証者の発行した電子証明書も同様に、犯収法や古物営業法における本人確認に利用できると理解しております（犯収法施行規則第6条第1項第1号カ 及び 古物営業法施行規則第15条第3項第12号）。両者を比較した場合、署名検証者はパブリッククラウド上での運用が可能な点や、認定取得が書類審査が主となる点、発行の自動化が可能な点など、コスト的なメリットが大きいように思われます。電子署名法における認定認証業務のメリットはどのような点になりますか？

(住民票の取得などの行政用途には署名検証者の発行した電子証明書は利用できないことは理解しております。行政用途は、マイナンバーカードの利用が主となると思いますので他のメリットをお伺いできれば幸いです)

A：電子署名法に基づく認定認証事業者の一社としては、電子署名法における認定認証業務については、誰に対してもしっかりした署名であることが担保されていると考えております。

電子署名法に基づく認定認証業務は、毎年JIPDECによる適格かつ厳しい実地調査を受けて更新しており、その厳しさがあるからこそ市民から信頼を得られると考えています。トラスト（信頼）を提供する立場にあるなら、誰からも安心だと言ってもらえることが重要だと思います。当然コストはかかっていますが、それよりも信頼を得られる価値の方がはるかに高いと考えています。

Q4：マイナンバーカードの公的個人認証に紐づけられるかたちで作成されたIDについて、番号法上の解釈をどう考え、整理すべきか。

A：民間デジタルIDは12桁の個人番号の識別子は使っていないので、番号法の制約を受けることはありません。もしもトラストサービス側が12桁の個人番号の入力を要請した場合、特定個人情報として、番号法上規制されます。いずれにしても、めぶくIDのmyFinTech社が提供する電子証明書は規制対象とはなりません。

Q5：マイナンバーカードを民間企業で利用するにはどうすればいいのか知りたい。エラーを続けた際に電子証明書が使えなくなる条件を知りたい。

A:マイナンバーカードを利用する際、カードを身分証明書として使う場合と公的個人認証として使うケースがあります。公的個人認証サービスにおける電子証明書の活用にあたっては総務大臣の認定が必要なので、総務省またはJ-LISのウェブサイトでご確認ください。エラーに関してもJ-LISのサイトでご確認ください。

Q6：活用事例の紹介を通じて、一般的にどの業界やユースケースにおいて、今後更なる普及されるべき領域があるのかを知りたいです。

A：従来、スマートシティに関するさまざまな取組みが各地で行われてきていますが、これらはいわゆる事業者主導型であり、収集したビッグデータの解析を基に何かを行う、という考え方が主流となっています。これに対し、個別最適化、個人の情報をベースに活用するスマートシティ化が求められています。前橋市ではめぶくグラウンド株式会社の株主である企業の皆さんとさまざまな議論を行いつつ、未来の街づくりに向けて動いており、特に医療、金融、交通分野の領域について、リーダーシップをとりつつ普及を進めていきたいと考えています。

Q7：マイナンバーカードの利用を増やしていく上での課題として、取得者が少ない以外に、どのようなことが考えられるのでしょうか（さまざまな費用が、民間サービスと比して高いなど）

A：こんなサービスがあれば入りたい、マイナンバーカードを取得したいと思うサービスが少ないことが挙げられます。ワンクリックでできる、といった魅力的なサービスができることが大事でしょう。

個人的な意見となりますが、今まで個人情報やデータ＝保護する／守るもの、という捉え方でしたが、データの活用、データトラストが大事です。データトラストするためには、データを保護するだけではなく活用することが重要で、DFFTの意識改革がなければ先に進まないと思います。DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）、データトラストの概念へと意識改革をすることがマイナンバーカードの普及には大事だと思っています。

### 当日のご質問より

Q8：スマホ上で秘密鍵を保存し活用する際に、不正な読取りが行われないように、耐タンパ性は確保されていると考えて良いのでしょうか？ ICチップカードに拘束されてきたのは耐タンパ性の確保、という点が克服できなかったからだと考えていますが、その点が気になるところです。ご教示できる限りでお答えいただけますとさいわいです。

A：本日のJIPDECセミナーで紹介した民間デジタルIDにおいては、電子署名の等のための秘密鍵はスマートフォンのセキュアな領域に保管されており、ご指摘の通り耐タンパ性が確保されています。

Q9：民間でIDを発行すると、民間で競争が起き、いろいろなIDが乱立してしまう危惧はないのでしょうか？ 1枚のマイナンバーカードから複数のアカウント（ID）ができてしまうイメージです。

A：ご指摘のとおり、さまざまな民間デジタルIDが登場する可能性があります。利用者は自らのニーズを充足する民間デジタルIDを選択するようになることが期待されます。そのためにも、それぞれの民間デジタルIDの信頼性を評価し公開する制度が必要であると考えます。

Q10：めぶくIDの取組み、興味深く聞かせていただきました。スマートフォンnoを使うとなると高齢者等、不慣れな方へのケアが課題になるかと思えます。その対策はどのようにお考えでしょうか？

A：高齢者などスマートフォンに不慣れな方に対するケアについては、国が掲げる「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の施策の中で実施されていくことを期待しております。

Q11：識別子は一人に一つということですが、マイナンバーカードと紐づけて一人に一つの識別子を発行するというのはマイナンバー法違反だとtwitterなどで書かれていますがいかがでしょうか？

A：講演後のQ/Aセッションで回答したとおり、民間デジタルIDは、公的個人認証サービスに紐づいているものであり、マイナンバー（12桁の識別子）とは無関係であると考えます。

Q12：事業者が公的個人認証サービスを直接利用するのではなく、民間トラストサービスを利用する利点を改めて教えていただけますでしょうか。

A：事業者が運営する民間トラストサービスにおいては、その利用者の登録に際して、公的個人認証サービスによる電子署名による身元確認を行った後、トラストサービス事業者が新たな電子証明書を発行します。新たに発行された電子証明書を用いた電子署名又は利用者証明については、原則として、公的個人認証サービスに依存する必要がなくなり、民間の事業を実施する上での自由度が高いと考えます。

Q13：法令に基づく本人確認に利用する場合、民間トラストサービスに当該事業者（銀行等）が対応していることが前提となるという理解でよろしいでしょうか。

A：犯罪収益移転防止法等法令が定める本人確認手段については、当該法令の所管官庁にお問い合わせください。

Q14めぶくIDを利用する複数の事業者同士は、利用者の識別子を使って名寄せができてしまうのでしょうか？

A：めぶくIDを利用するサービス事業者は、当該サービス利用者の個人情報を取得する際には、個人情報保護法に基づき当該個人情報の利用目的を通知する義務があります。もし、正当かつ合理的な理由があれば、当該利用者の同意を得た上で、他のサービス事業者に当該個人情報の第三者提供が可能です。逆に言えば、そのようなケースを除き、個人情報が名寄せされることはありません。

本内容は、2022年10月27日に開催されたJIPDECセミナー「マイナンバーカードと電子証明書活用事例」での質疑応答の内容を取りまとめたものです。

なお、11月21日に公開後、一部内容を修正しています。